

民間資金等活用事業推進委員会  
第12回事業推進部会  
議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会 第12回事業推進部会  
議事次第

令和6年1月31日（水）14：00～16：00  
中央合同庁舎第8号館5階共用会議室C（オンライン併用）

- 1 開会
- 2 議事1
  - （1）分野横断型・複数施設型及び広域型のPPP/PFIの推進について
  - （2）地方公共団体からの事例紹介（宮城県、秋田県、富津市）
- 3 議事2 PPP/PFI事業における物価変動の影響への対応について
- 4 報告 PPP/PFI事業優良事例表彰制度の創設について
- 5 閉会

## <配布資料>

- 資料 1 - 1 分野横断型・複数施設型及び広域型の PPP/PFI の推進について
- 資料 1 - 2 宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）について
- 資料 1 - 3 - 1 秋田県の下水道事業について～広域化・共同化、公民連携の取組～
- 資料 1 - 3 - 2 新秋田県立体育館 PFI 導入可能性調査について
- 資料 1 - 4 第 2 期君津地域広域廃棄物処理事業
- 資料 2 PPP/PFI 事業における物価変動の影響への対応について
- 資料 3 PPP/PFI 事業優良事例表彰について
- 参考資料 1 事業推進部会 構成員名簿
- 参考資料 2 PFI の推進体制について
- 参考資料 3 PFI のガイドライン等における物価変動に関する記載
- 参考資料 4 PPP/PFI 事業における物価変動の影響への対応について（通知）

○大塚参事官 それでは、会場、オンライン、それぞれ委員の皆様方はおそろいでございますので、ただいまから「民間資金等活用事業推進委員会第12回事業推進部会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。私は、本日進行を務めますPFI推進室参事官の大塚でございます。どうぞよろしく申し上げます。

本部会は、参考資料1にありますとおり13名で構成されておりますけれども、本日は12名の委員、専門委員の皆様にご出席いただいております。民間資金等活用事業推進委員会令に規定されています定足数であります過半数に達しておりますので、本日の部会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

開会に当たりまして、PFI分野を担当しております政策統括官の林より御挨拶を申し上げます。

○林統括官 経済社会システム担当政策統括官の林です。

北詰部会長をはじめ、委員、専門委員の皆様におかれましては、御多忙の中御出席いただきましてありがとうございます。また、PPP/PFI推進に関わる重要施策について精力的に御議論いただいておりますこと、改めて御礼申し上げます。

現在、昨年6月に大幅拡充されましたPPP/PFI推進アクションプランに基づいて、各府省が連携しながら案件形成や施策推進に取り組んでいるところでございます。今後は、さらにこうした取組を加速させていくとともに、人口減少やインフラ老朽化などの社会課題に対してPPP/PFIをより積極的かつ効果的に活用し、課題解決に貢献していく重要な局面であると考えております。

こうした観点で、本日は分野横断型、広域型のPPP/PFIの推進などについて御審議をいただきます。官民連携に関わる施策がより実効的なものになるよう、委員の皆様のご御知見をお借りしたいと思っておりますので、活発な御議論をお願いして御挨拶とさせていただきます。

○大塚参事官 ありがとうございます。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

お手元にお配りしておりますのは、議事次第のほか、資料1-1、1-2、1-3-1、1-3-2、1-4、2、3、参考資料の1～4でございます。オンライン参加の方々にも事前にメールにて御送付させていただいております。不足等がございましたら事務局までお声かけください。

また、今回は対面での御参加とオンラインでの御参加を併用しております。会議室で御参加の皆様も、オンラインで御参加の皆様も、発言の前にはお名前をおっしゃっていただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、今回の部会から、マスコミの皆様に対しても全ての時間帯で、公開で傍聴いただけるようにしてございます。傍聴されている方々からの御意見、御質問につきましては、会議終了後、事務局にて承りますので御連絡をお願いしたいと思います。

それでは、以後の議事につきましては、北詰部会長に進めていただきたいと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○北詰部会長 承りました。北詰でございます。

本日は、お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。円滑に進めてまいりたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本日は、議事1、2、それから報告という形でございます。また、議事1は2つに分かれてございます。その段取りで進めてまいります。

まずは議事1の(1)、「分野横断型・複数施設型及び広域型のPPP/PFIの推進について」ということで、事務局から御説明をお願いいたします。

○茨木企画官 PFI室の茨木でございます。

それでは、資料1-1で、分野横断型・複数施設型及び広域型のPPP/PFIの推進について御説明をいたします。

1 ページ目を御覧ください。

我が国の社会環境等を示しております。左上のグラフにありますとおり、生産年齢人口は2020年から30年までは平均で毎年43万人減少、2040年までの10年では86万人減少と、減少スピードが倍になると予想されています。それに伴い、税収減による財政の逼迫、働き手の減少が深刻化していくことが予想されます。他方、右上グラフのように、高度経済成長期以降に整備された膨大なインフラが老朽化することに伴い、維持・更新需要も増大していきます。このことから、今後はより少ない財源・人材でより多くのインフラを維持・更新していく必要があります。

そのような中、例えば左下の群マネのように、広域・複数・多分野のインフラを一体的にマネジメントする取組などが動き出しています。右下のPFIの実績については、分野横断型や広域型の案件が一定数ありますけれども、まだまだ少ない状況でございます。

2 ページを御覧ください。

1 ページでお話をした内容を上側の図のようにまとめてみましたが、膨大なインフラ更新需要に対して、行政の限られた財源・人材では、公共サービス提供の限界が来てしまうという社会課題に直面をしています。この社会課題に対して、PPP/PFIにより、民間の資金、人材、ノウハウ、経営能力などを有効活用していくことで、インフラの再構築、すなわち更新時の施設統合や運営の効率化などを効果的に進め、公共サービスの効率的かつ継続的な提供を実現するという社会変革を目指していくべきと考えています。

そして、このインフラ再構築を効果的に進めるために、PPP/PFIで考慮すべき視点として、例えば、一層の財政削減や、職員が不足する自治体での公共サービスの維持・向上といった行政の視点に加えまして、民間視点でも、事業者が利益確保できる事業を形成し、民間参入を促進するなどがあると考えています。

これらを実現するための施策の方向性として、それぞれ、類似施設・共通業務の統合、自治体間の連携、ビジネス領域・規模の拡大などが必要であり、そのような方向性を実現

するためのPPP/PFIの形態として、分野横断型・複数施設型あるいは広域型が当てはまり、こうした事業をより積極的に進めていくことを考えているところでございます。

本日御審議をいただきたいポイントの一つでございますが、このような施策の上流の視点、方向性については、まだまだ足りない視点・論点等もあるかと存じますので、委員の皆様から御提案をいただければと思っております。

次にページが飛びますけれども、6ページを御覧ください。

このような分野横断型・複数施設型及び広域型のPPP/PFIを推進していくために、先行事例の横展開を図っていきたくて思っております、その一環として、こうした型の先行事例の調査研究を行い、手引のような形で知見・経験を取りまとめて効果的に発信し、推進していくことを考えています。

分野横断型・複数施設型や広域型と言っても、我々が調べた限りでも、7ページ、8ページにありますように多種多様でありまして、人によってイメージする事業の形がかなり異なると思いますので、先行事例を並べて示していただくだけでは、これからPPP/PFIに取り組む自治体の御担当者にとっても理解がなかなか難しいと思いますので、まずは先行事例の事業の特徴を捉えて、ある程度の類型化を図った上で、14ページや15ページのように調査研究を行う着眼点を今回設定したいと考えています。これによりまして、各自治体や地域の現状、課題に照らして、どのような手法やアプローチが効果的かなどがある程度導かれるような形で、手引として取りまとめられないかと考えています。本日の御審議では、この調査研究の着眼点の設定についても御議論いただきたいポイントでございます。

次に7ページを御覧ください。

まず、分野横断型・複数施設型について、事業形態・形式を切り口に類型化した案でございます。左から、分野横断・単独施設型として、複数の公共施設を統廃合し管理する業務を民間に委ねる形態。次に、分野横断・複数施設型として、複数分野の複数施設をまとめて管理する業務を民間に委ねる形態。最後に、単独分野・複数施設型として、単一分野の複数施設の管理を民間に委ねる形態。このように類型化できるのではと考えています。

本日は、この後、宮城県様より、分野横断・複数施設型に位置づけられると考えておりますけれども、上工下水コンセッションの事例を御紹介いただきます。

続いて、8ページを御覧ください。

こちらは、広域型の類型化の案でございます。左から、事業統合型として、複数の自治体が一部事務組合などを設置した上で、施設の建設・管理等を民間に委ねる形態。次に、垂直連携型として、市町村から委託された都道府県が一括して業務を民間に委ねる形態。次に、水平連携型として、他の市町村から委託された中核となる市町村などが一括して業務を民間に委ねる形態。最後に、共同発注型として、複数の地方公共団体が協定等に基づき共同発注する形態。このように類型化できると考えています。

この後、秋田県様からは、下水道分野における垂直連携型の事例、さらに、連携型の文脈とは異なるのですけれども、秋田県で初めてのPFI事業となる新県立体育館事業について

でも御紹介をいただきます。また、富津市様からは、廃棄物処理場の共同発注型の事例を御紹介いただきます。

次に14ページを御覧ください。

分野横断型・複数施設型の先行事例の調査研究を進める上での着眼点の案です。1点目として、事業の初動・動機づけ、合意形成の過程が最も難しく、事業形成のポイントになるかと考えております。2点目として庁内調整。3点目、活用が効果的であった国の支援施策、または、あるとよかった支援施策。4点目、事業推進上の課題や苦勞、解決策。5点目、効果とその源泉、またシナジー効果を生む事業分野の組合せ。こういったことについて着目をして調査をしていきたいと考えています。

最後に、15ページでございますが、広域型の着眼点の案でございます。(1)、(5)、(6)、(7)は分野横断型との共通項目になりますけれども、広域型特有の着眼点として、2番目の都道府県による市町村に対する補完・支援、3点目の様々ある連携手法をどのような観点で採用していったのか、4点目、県などが設置する官民出資会社などの受け皿組織の活用のメリットなどが考えられるかと思えます。

以上、事務局の仮定に基づく着眼点の案でございますが、横展開に当たって効果的な着眼点について御提言をいただければと存じます。また、本日、この後お話しいただく3つの地方公共団体様におかれましても、できるだけこの着眼点も踏まえていただいております。いただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○北詰部会長 どうもありがとうございました。

後でまた申し上げますけれども、御説明の中でも特に強調されておられました、考慮すべき視点、施策の方向性、調査研究の着眼点といった辺りが皆様から特に御意見をいただきたい点だと思っております。それ以外の点でも結構ですけれども、その視点で進めていければと思えます。

議題1の(2)も引き続き御説明をいただいた後、皆様方から御意見、御質問をいただくかと思っております。

では、議事1の(2)、すなわち地方公共団体からの事例紹介につきまして、事務局に進行を預けます。よろしくお願いいたします。

○大塚参事官 まず、宮城県様より、資料の1-2、宮城県上工下水一体官民連携運営事業(みやぎ型管理運営方式)について御説明をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○宮城県 それでは、御説明申し上げます。

宮城県企業局水道経営課長の大沼でございます。

それでは、宮城県で実施しております上工下水一体官民連携運営事業、我々は「みやぎ型管理運営方式」と呼んでいますが、これについて御説明いたします。

初めに、県企業局が運営する3種類の水道事業について御説明いたします。県の上水道

事業は水道用水供給事業と呼ばれるものであり、ダムなどから取水した水を浄水場で水道水に処理し、市町村の受水タンクまで届ける水の卸売を行う事業でございます。県内25市町村に水道水を供給しております。

工業用水道事業は、水源から取水した水をそのまま、または簡易的な水処理を行って工場などに送る事業で、県内73の事業所に供給しております。

流域下水道事業は、複数の市町村が集めた汚水を口径の大きな管路で受けまして、下水処理場に集めて処理し、川や海に放流する事業で、県内26の市町村の汚水を処理しております。

赤で囲まれたところが県事業となります。

みやぎ型管理運営方式では、公共施設等運営権制度、いわゆるコンセッション方式を採用し、令和4年4月から事業を開始しております。

続いて、みやぎ型管理運営方式の事業区域です。みやぎ型の区域は赤枠で囲まれた範囲で、黄色の星印がついている事業が対象となっております。赤の水道用水供給事業2事業、緑の工業用水道事業3事業、及び青の流域下水道事業4事業、合計9事業が対象となっております。一方、黄色の星印がついていない対象外の流域下水道事業3事業については、指定管理で運営されております。

続いて、みやぎ型のポイントです。我々の目的としては事業費を下げるということであり、そのためには民間の力を最大限活用しようと考えたところでございます。本県では、事業の効率化を図るため、30年以上前から民間事業者が浄水場などの運転管理を委託しておりました。これまでの委託契約は、長くても5年、事業ごとに個別契約としておりましたが、一定の仕様を定めた発注としておりましたが、入札に参加する事業者が毎回変わらず競争性が失われておりました。

みやぎ型管理運営方式では、契約期間を20年、9事業を一体で契約を行うこととし、薬品の調達や施設・機械の修繕や改築工事も民間事業者の役割に加え、また、発注方式を性能発注として一定の要求水準を定めつつ、細やかな実施方法等は民間のノウハウがふんだんに活用できるよう考慮し、コスト削減効果の最大化を図りました。

なお、管路の維持管理や建物の更新等については、これまでと同様に県で行うこととしております。

続いて、海外事例を踏まえた制度設計です。県では、事業制度の構築に当たり、民営化した海外の事業を再び公営に戻した事例、水質悪化や料金高騰など、海外の様々な官民連携事業の調査結果を確認しました。これらの事例を整理しまして、同様の失敗を回避するための教訓を大きく3点にまとめ、制度設計に反映しております。

1つ目は、事業者選定段階において事業計画の妥当性をしっかりと確認することです。みやぎ型では、公募した事業者の提案内容を外部有識者で構成するPFI検討委員会により様々な角度から公正・厳格に審査していただき、最適な事業者を選定していただきました。

2つ目は、民間活用を進めるPFI事業において最も重要であるモニタリング体制の充実



です。みやぎ型において、業務として唯一増えたのがこのモニタリングの業務になります。みやぎ型では、運営権者、県、外部有識者から成る経営審査委員会の3段階のモニタリング体制を構築しております。

3つ目は、料金の設定、改定条件の明確化です。みやぎ型では、運営権者が受け取る金額と今後の改定方法について契約に規定してありまして、民間企業に料金改定の権限を与えない仕組みとしております。

続いて、運営権者の監視体制です。運営権者は、要求水準を充足する運営方法を自らの責任で設定し、その運営状況を自ら監視するセルフモニタリングを行います。県は、運営権者が要求水準を遵守しているか、定期的にもしくは抜き打ち検査を行う等、モニタリングを実施してまいります。

その上で、外部有識者から成る経営審査委員会により、運営権者と県双方のモニタリング結果を確認して、その結果をフィードバックすることによって運営方法の見直しも求めていく、3段階の監視体制を取ることであります。

続いて、みやぎ型導入における動機づけ及び合意形成についてです。きっかけは、平成26年度に今後40年間の経営シミュレーションを実施しました。その結果、将来の厳しい経営環境に対する危機感を企業局内部で共有するところから始めました。これまで実施してきた施設の統廃合や管路のダウンサイジング等により効率化を図るだけでは、将来の料金上昇は避けられない状況にありました。これらの課題を解決するための方向性として、公共性を担保しつつ、民の力を最大限活用することや、長期・包括・官民協働運営ということを決定しております。

平成28年度から29年度にかけては、民間企業との検討会の開催や、導入可能性を検討する調査業務を実施し、事業スキームを決定しました。事業概要書を作成し、公表しております。

事業スキームの構築に当たっては、主な検討事項を下の囲みに示しております。管路本体は地中埋設物であり、かつ資産規模も大きく、維持管理のリスクが大きいなどの民間からの意見を踏まえ、これまでどおり県が所管することとしました。

流域下水道事業の範囲については、地方部を含めた場合、距離感から効率性が低下するとの民間の意見を踏まえ、7事業のうち広域水道の給水区域と重複する4事業を対象とし、それ以外の事業についてはみやぎ型の対象から外しております。

平成30年度は、シンポジウム及び民間事業者向けの現地見学会を実施しております。事業スキームの共有化を図るとともに、政策・財政会議においてみやぎ型の導入を検討して決定いたしました。

平成31年度以降は、実施方針を条例で制定し、特定事業の選定や民間事業者の公募、特別目的会社との実施契約の締結を経て、令和4年4月1日から事業を開始しております。

庁内調整、担当課横断での連携についてでございます。みやぎ型の導入や事業進捗のために担当部署を新設するとともに、調査・支援業務等の活用、庁内関係部署との調整・連

携を実施しております。

続いて、効果的であった国等の支援、または国等に希望する制度です。まずは、みやぎ型の制度の重要なポイントとなる平成30年の水道法の改正です。左側の青の図がこれまでの方式、公営でありまして、施設の所有権は県、水道事業者も県、その上で運転管理や維持管理、更新工事などを民間に委託して事業運営をしていました。

以前から水道事業にコンセッション方式を導入することはできましたが、右側の赤い図のとおり、水道法改正前は、県は水道事業の認可を手放した上で、民間事業者が国から水道事業の認可を取得する必要がある、いわば民営的な官民連携となる制度でした。

本県は、代替性のない社会資本である水道事業にコンセッション方式を導入する上で、将来とも県が水道事業者としての責任を持ち続け、しっかりと事業をコントロールできる制度でなければならないと考えまして、平成28年12月の未来投資会議において知事が国に対して水道法の改正を求めました。

法改正により、中央の緑色、官民連携ですが、県が施設の所有だけでなく、水道事業者として最終責任を担いつつ、水道事業の現場において県と民間が連携して、最適な役割分担の下で事業運営することが可能となりました。

各種補助制度については、お示ししております制度を活用しております。また、事業スキームの構築や導入に向けた助言等や、水道法改正に向け、関係省庁からは多大なる尽力をいただきました。

希望する制度としましては、企業債ですね、政府債とか機構債がありますが、これの繰上償還時の新規貸付停止措置の緩和や、関係する省庁が複数存在することからワンストップ窓口等が挙げられます。

我々が実施したときは、平成30年から3年間において実施方針条例を定めることを要件としまして繰上償還したものの、補償金を受領しないという制度がございましたが、実際はこれを活用できなかったという思いがあります。

続きまして、事業を推進する上での課題と対応策についてです。事業効果の表し方について、費用削減効果は契約期間の20年間で発現するものでありまして、単年度ごとに削減効果が発現されるものではないことから、分かりやすい、効果的な示し方について引き続き検討を進めております。

物価高騰への対応については、実施契約書において、物価変動等に基づく運営権者収受額の臨時改定ルールをあらかじめ規定していたものの、想定以上の物価高騰への対応が課題となっております。

財源の安定的確保については、事業計画に対する財源の安定的確保が必要であり、みやぎ型では、事業開始序盤に改築費用がピークを迎え、その後、コスト削減する予定となっており、年度ごとの事業費に波があります。関係省庁へ要望し、現時点ではおかげさまで必要な財源を確保できておりますが、引き続き予算確保に向けて御配慮いただければと思っております。

ベンダーロックインについては、保守点検等において納入メーカーの協力が得られない状況にあり、設備を納入したメーカー以外による設備更新、修繕が課題となっております。改築時期を前倒しで更新するなど、早期の更新に努め、影響の最小化を図っております。

事業で得られる効果について説明いたします。最も大きな事業効果は、事業費の削減でございます。みやぎ型の導入により、現行体制のまま20年間事業を継続した場合に比べて、337億円、約10%の事業費削減が可能となりました。これを料金上昇抑制であるとか、内部留保資金の確保、企業債の縮減に利用しているところでございます。

事業費の削減効果以外の効果として、みやぎ型の導入により、20年間の長期的視点を持ち、スケールメリットを生かした、より広域的・効果的・効率的な事業運営が可能となりました。

また、運営権者の提案により、新たな価値の創出が図られることとなり、その代表事例としては、事業運営に係る情報を一元的に集約・蓄積、事業運営に活用するシステムである、我々は「水みやぎDXプラットフォーム」と呼んでいます。この構築であるとか、3事業一体かつ遠隔地からでも監視制御が可能となる総合型広域監視制御システムの導入が挙げられます。これらの導入により、より効果的・効率的な事業運営が可能となるものと期待しております。

最後になりますが、みやぎ型管理運営方式が全国の水道事業における経営基盤強化の新たなモデルとなるよう、しっかりと取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

○大塚参事官 ありがとうございます。

続いて、秋田県様より、資料1-3-1、秋田県の下水道事業について、それから、資料1-3-2が関連しますけれども、新秋田県立体育館の取組、それぞれにつきまして御説明をお願いしたいと思います。

○秋田県 秋田県建設部下水道マネジメント推進課、近藤と申します。

それでは、資料1-3-1について説明いたします。

めくっていただきまして、2ページ目になります。

初めに、秋田県の下水道事業の概況です。本県は全国6位の県土面積で、人口は令和5年4月時点で91万9000人です。年間1万6000人ほど減少しており、人口減少対策が喫緊の課題となっております。

県の流域下水道事業としては、図の赤いエリアと青いエリアの2流域5処理区となっております。汚水処理人口普及率は89.2%となっております。

下水道行政に関しては、今後の急激な人口減少が予測される中であって、人の課題、モノの課題、カネの課題が顕在化しているほか、下水道施設の脱炭素化も必要な状況となっております。このため、広域化・共同化の推進、市町村との協働、そして脱炭素化の推進について積極的に取り組んでいるところでございます。

3ページ目になります。

広域化等の推進体制についてでございます。平成21年に、知事と市町村長から成る県・市町村協働政策会議を設置しております。これは、県の業務と市町村の業務の共同化、いわゆる機能合体により住民サービスの向上を図る目的で設置されたもので、毎年2回ほど開催されております。

その後、平成22年には、生活排水処理事業連絡協議会を設置し、下水道等の広域化、協働事業の計画立案、連絡調整を行っているところであります。

令和元年には、下水道法に基づいた法定協議会を設置して広域化・共同化の取組をスピードアップを図ることとし、幹事会や各部会を設置しております。

具体的な取組として、下水管路の包括的な管理や、下水汚泥の広域資源化、広域補完体制の構築に向けて5つの部会で検討を重ねてきました。昨年度をもって当初掲げた5つの特定課題の検討は完了しておりますが、現在は包括管理の拡大や、下水道分野におけるDX推進、BCPの実効性向上といった部会を立ち上げて継続的に取り組んでいるところでございます。

4ページ目になります。

広域化・共同化の具体的な事例として、生活排水処理施設の統廃合について示してございます。人口減少に伴う流入量減少などに起因して非効率な管理状況となっている公共下水道や農業集落排水の処理場を流域下水道に接続し、広域化を図っていくことで、改築や維持管理コストの低減を図っています。平成27年度に243か所あった処理場を昨年度までに30か所統合しております。目標年次の令和17年度までに、140か所まで統廃合を進めていく計画でございます。

具体的な事例として図に示しておりますのが、県の流域下水道と秋田市の公共下水道の統合についてです。赤いエリアが秋田市が管理していた公共下水道エリアで、水色が元の流域下水道のエリアですが、令和2年8月に統合を完了し、現在は全て流域下水道の区域となっております。事業効果として50年間で約120億円のコスト縮減を見込んでいます。

次に5ページ目になります。

下水汚泥の広域資源化事業についてです。これは、汚泥処理の広域化・共同化により、処理コストの縮減と資源循環の推進を図る取組でございます。県の北部地区では、3市3町1組合のし尿処理汚泥を含めて集約する施設を建設し、令和2年4月に供用を開始しております。事業効果としては、20年間で約40億円の縮減を見込んでおります。

県南地区におきましては、4市2町の汚泥を集約する施設を建設する計画で、令和5年1月に事業者を決定しており、令和7年度に供用を開始する予定です。事業効果としては、20年間で約26億円の縮減を見込んでいます。

いずれの施設においても、DBO方式で契約しており、民間のノウハウも取り入れながら汚泥を有効活用するということで進めております。

続いて、6ページになります。

市町村との協働についてです。1つ目として、管路施設の包括的民間委託の取組を進め

ております。これは、市町村職員の減少が続く中で、今後の下水道の維持管理に不安を抱えているという現状を捉え、県と市町村の下水道施設の管理を包括的に委託し、事務の効率化と技術的なサポート体制の構築を図る取組です。

従来は県、市町村おのおので管路施設点検業務等の発注、履行監視などを行っていましたが、現在は県が市町村管理施設を含めて3年の期間で一括発注し、業務を管理しております。これによりまして、市町村の事務の簡素化が図られているところです。今後は、県北地区、県南地区にもこうした取組を水平展開していきたいと考えているところです。

続いて、7ページ目になります。

広域補完組織の設立についてです。これは、市町村の下水道等に関する事務を補完する官民出資会社を新たに設立し、計画策定支援や工事の監督支援など、ソフト・ハード両面から市町村をサポートする取組となっております。県、市町村とパートナー事業者がおのおの職員・社員を派遣して、市町村の多様なニーズに対応できる体制を構築し、県内の下水道等の経営基盤を支えていくという取組でございます。

会社設立に当たりまして、下水道事業等を将来にわたって維持していくために連携を図ることと、そのための役割分担を明確にする目的で、全ての市町村と令和5年3月に連携協約を締結しております。公募の上、9月にパートナー事業者を決定し、10月の株主間協定の締結を経て、11月に新会社を設立しています。今年の4月から本格的に運営を開始する予定でございます。

現在は、県職員2名を派遣しております。4月には追加で2名の派遣を予定しております。県、市町村、パートナー事業者を合わせて常勤で10名程度の規模となります。

8ページになります。

最後に、脱炭素化の推進についてです。秋田臨海処理センターのエネルギー供給拠点化事業としまして、脱炭素化に向けた取組を進めております。下水道施設においては、汚泥の処理過程で消化ガスと言われるメタンガスが発生します。そのメタンガスというエネルギー資源の有効利用と、敷地内の未利用地を活用した太陽光発電、風力発電などの再生エネルギー設備の導入によって、処理場内のエネルギーの自立化と、周辺の公共施設の脱炭素化を目指すものでございます。

今年度、DBO方式で事業者を決定し、令和8年度まで施設整備を完了し、令和9年度から運用を開始する予定でございます。

以上が下水道事業の概要です。

○秋田県 続きまして、秋田県の新県立体育館の整備について御説明させていただきます。

私は、秋田県スポーツ振興課長の米田と申します。

資料1-3-2を用いて説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

新県立体育館の整備・運営事業は、秋田県として初めてPFI手法を導入する事業でございます。PFI導入の経緯や苦労した点を簡単に御説明いたします。

まず、左上の概要の欄でございますが、築55年と老朽化が進む県立体育館を、他のスポ

一ツ施設と集約化を図った上で、令和10年の秋までに建て替える計画にしています。

体育館は、Bリーグの新たなトップリーグであるBプレミアの要件を満たすアリーナを備え、「秋田の元気を創造する拠点」として、地方創生と立地場所である都市公園の機能向上に貢献することを目指しております。

右上の経緯の欄でございますが、ここには記載してございませんが、PFIを進める上で決め手となったのは、令和4年の骨太の方針と、PFIを強力に推進していく方針が明記されたことです。個別の補助事業で重点対象とされ、また、スポーツ庁長官によるトップセールスもあるなど、本当に心強いものがございました。

新県立体育館の事業は、内閣府の支援を受けながら進めてきておりまして、この資料にあるPFI導入可能性調査は内閣府の補助金をいただいて実施しております。

次に、苦勞した点について2枚目を御覧いただきたいと思っております。左側、PFI導入可能性調査の流れですが、調査を実施する上で最も苦勞したのが基本計画の検討と同時並行で調査を行うこととしたところです。内閣府からアドバイザーを派遣していただき、どのようにすればうまく進められるのか、具体的に教えていただきました。初めて行うPFIでありながら、手続の簡略化も図らなければならないということが苦勞した点でございます。

また、右側の事業化検討のところにあるとおり、コンセッションについても検討しましたが、民間事業者から厳しいという意見が多く、人口減少の進む地方の実態を踏まえたときに何が最適な手法であるのかということも考えさせられました。

最後に、左下、今後の進め方です。これは、昨年10月時点におけるスケジュールですが、その後、1点だけ見直した部分があり、それはPFI事業契約が令和7年3月ではなく、4月になると見込んでいる点です。

新体育館の整備には国の交付金の活用を考えておりまして、エントリーや交付決定などの手続との関係で契約のタイミングが決まるということがあるため、今後も各市町に相談しながら進めていきたいと考えております。

私からの説明は以上です。ありがとうございます。

○大塚参事官 秋田県の皆様、ありがとうございました。

最後に、富津市様より、君津地域広域廃棄物処理事業について御説明いただきます。

なお、お手元の資料1-4は御参考として御覧いただければと思います。この資料と少し離れた点で、口頭で御説明があると伺っております。このため、画面上では資料投映等を行いませんので、御了承いただければと思います。

では、富津市様、御説明をお願いいたします。

○富津市 富津市広域廃棄物処理事業室、成田と申します。よろしく願いいたします。

第2期君津地域広域廃棄物処理事業について御説明いたします。

まず、皆様のお手元にごございます資料1-4についてですが、令和2年6月の住民説明会時点での内容であり、その後、令和3年3月に変更契約を結んでいることから一部変更点がございます。その詳細は、内閣府様により追って御連絡いたします。こちらの資料は、

後ほど御確認いただければと思います。

さて、本事業は、現在、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市の君津地域4市で行われている第1期君津地域広域廃棄物処理事業の後継事業となっております。

第1期事業は、平成14年の施設稼働以降、大きな問題等はなく、安定した処理ができていることはもちろん、広域化によるスケールメリットによる財政負担の削減、溶融処理により排出されるスラグ・メタル資源化に伴うリサイクル率の向上、最終処分量の削減等の実績を上げてまいりました。

そうした中、第1期事業は、令和8年度末で事業期間が満了を迎えることから、令和9年度以降の次期処理施設の整備に向け、君津地域4市では、第1期事業の実績を評価した上で、第2期事業における目指すべき方向性や要件を整理した第2期事業の基本構想を平成30年8月に策定し、以降、本事業の整備に取り組んでいるところです。

本事業は、当初、君津地域4市で行う予定でしたが、同じくごみ処理広域化を検討していた安房地域の鴨川市、南房総市、鋸南町から参加の申し入れがありました。

安房地域は、当初、これらの2市1町に館山市を加えた4自治体で、平成10年から広域化の検討を行ってまいりましたが、平成28年3月に建設候補地の同意が得られないことから建設を断念。そして、館山市が事業から離脱してしまったことから、安房地域ではごみ処理の広域化が白紙に戻り、館山市を除く鴨川市、南房総市及び鋸南町で再度広域化を検討していく中で、君津地域4市と安房地域2市1町の事業スケジュールがほぼ一致していたことから、本事業へ参加を申し入れることとなりました。

本事業に、安房地域2市1町が参加することは、国が示すごみ処理基本計画策定指針に基づく取組でもあり、ごみ処理経費を削減できるという大きなメリットがあること、また、ごみ運搬車両の交通量の増加や市街地の通行による渋滞・騒音などが考えられるものの、安房地域2市1町において事前に対策が検討されており、こうした課題は軽減されるという考えから、安房地域2市1町が参加することは君津地域4市にとって有益であると判断し、平成30年12月、本事業に関する覚書を締結し、安房地域2市1町が正式に本事業に参入し、7自治体によるごみ処理広域化を推進することとなりました。

その後、本事業を推進するに当たり、7自治体で事務を共同して管理・執行するため、広域連携における組織体制として協議会方式で運営することを決定し、平成31年4月、木更津市環境部まち美化推進課内に、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会を設立いたしました。

なお、本協議会は、事業用地が富津市に決定したことから、令和3年4月より富津市市民部環境保全課内へ移転しております。

協議会方式を採択した理由として2点あり、1点目は、7自治体が交付金の受給及び交付税措置が可能であり、設立に時間を要しないため、令和9年度の事業開始に合わせたスケジュールリングが可能であること。2点目は、各構成団体における主体性が維持され、執行機関としての仕組みが簡便であることが挙げられます。

協議会設立については、千葉県へ都度意見を伺う形でサポートを受けながら進めました。事業方式につきましては、PFIのB00方式を採用いたしました。

採用理由といたしましては、主に2点ございます。1点目は、協議の円滑化です。本事業は7自治体による共同事業であり、自治体間の協議・調整等に大きな労力を要するところですが、第1期事業で実績のある第三セクター方式と同様の事業スキームとすることにより、自治体間の協議の円滑化が期待されます。

2点目は、組織運営に係る負担軽減です。本方式により、民間が施設を所有して処理事業を担い、7自治体が共同発注を行って処理を委託することにより、7自治体が組合を組織して自ら運営する場合と比較して、7自治体の組織運営に係る負担の軽減が期待できます。そのほか、本方式にすることにより、循環型社会形成推進交付金の活用が可能となることも一つの判断要因となりました。

現在、株式会社上総安房クリーンシステムと事業契約を締結し、令和9年度施設稼働に向け、本事業を推進しているところであります。

なお、昨年9月より建設工事に着手しております。

施設規模といたしましては、日量162トンの炉が3炉あり、合計日量486トンとなっております。

最後に、本事業の課題といたしまして、原則として20年間の事業期間終了後、新たな施設建設地を確保する必要があり、本事業の延長可能性を含めた次期事業の方向性について、早期の段階から7自治体で連携を密にし、対応していくことが求められるのではないかと感じております。

簡単ではございますが、説明は以上です。

○大塚参事官 ありがとうございます。

宮城県様、秋田県様、富津市様、皆様、御説明をどうもありがとうございました。

なお、富津市様におかれましては、急遽業務の都合でこれにて御退出されると伺っておりますので、質疑等につきましては我々事務局のほうでお答えするか、後日回答することとさせていただければと存じます。

それでは、以後の進行を北詰部会長にお願いしたく存じます。よろしく申し上げます。

○北詰部会長 いろいろと御説明いただきまして、どうもありがとうございました。

それでは進めてまいります。議事1全体ですので(1)(2)を含めてという形になります。

先ほど確認いたしましたように、論点としては考慮すべき視点、施策の方向性、調査研究の着眼点についてということで進めたいと思っておりますけれども、各自治体の皆様方から御説明いただいた事例につきましても、その視点は必要なのですけれども、単純にこういうところの関心があるとか、ここはどうなっているのだというような質問があってもいいのかなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

まず、フロアの皆様方からの御発言、御質問を受けてみたいと思っておりますが、オン



ラインで御参加いただいている先生方は挙手とか挙手ボタンをお願いいたします。その上で、順番は後半になりますけれども、御指名いたしますので、しばらくお待ちいただければと思います。

では、どなたからでも結構でございます。御質問あるいは御意見がございましたらお受けいたしまして、二、三名ぐらいお受けして事務局あるいは自治体の皆様にお答えいただくという段取りで進めていきます。どなたからでも結構ですが、御質問、御意見はございませんでしょうか。まず、フロアの皆さんから。

では、下長委員、よろしく申し上げます。

○下長専門委員 下長です。

広域化とかバンドリングして事業の範囲を広げるという考え方は、非常に有効性が高く、スケールメリットだとか、民間のノウハウの発揮という点で大きな効果が得られるのではないかと思います。そういった点では非常に前向きに考えていく方向でいいと思うのですが、宮城県さんなどのお話を踏まえると、逆に事業範囲を広げ過ぎると複雑化したり、リスクがいろいろ多様化したり、広げ過ぎることによるデメリットも当然出てくると思いますので、事業範囲としてどこまでが適切なのかという辺りの視点が非常に重要になると考えます。

私がPPP/PFI事業のアドバイザー等の経験をした中でも、絶えず事業範囲はどこまでがいいのかという議論を通常の案件でも行っているのですが、広域化とかいろいろな複数分野を束ねるような場合は、できるだけ広げるのだけれども、最適な範囲はどこまでかという辺りの議論をよりしっかりしていく必要があると思います。

○北詰部会長 ありがとうございます。

特に、宮城県さん、プレサースペイのときに、民間の方からあまり広げ過ぎると距離感の関係でというようなお話もありましたので、そういった点かなと思います。

ほかに、関連してなくても結構でございますので、よろしく申し上げます。

では、福島委員、お願いします。

○福島専門委員 三井住友トラスト基礎研究所の福島と申します。

御説明ありがとうございました。

今、下長委員のほうからもありましたとおり、広域型、分野横断型、今まで多分いろいろな表現で言われていて、バルクというような言い方をしていたときもあったと思いますし、最近、群マネという言葉も出てきましたが、言っていることは割と同じで、ただ、かなり本格的にこれを後押ししていこうという施策が感じられたということは非常によいことで、むしろ遅いぐらいで、これからしっかりやっていくべき施策であることは間違いのないと思います。

その上で、内閣府様の御説明の資料の8ページ目であります。視点という点では、比較的広めの表現で書かれているので、着眼点というところに関しては、書かれていることについてそれほど違和感はありません。ただ、8ページ目のところで、もちろんこれは一つ

の例という形で図表を示されているのだと思いますけれども、ちょっと気になったのは、例えば一番左で紫のところが恐らく公共が束ねられたようなものというイメージだと思うのですが、そこから民間との関係が常に「発注」という何か上下関係のような感じになっているのがすごく気になっています。

今日出てきた事例でも、宮城の事例はSPCでコンセッションですし、秋田県さんの事例も、もちろん県と市町村が一体となっているところもポイントですが、個人的には官民出資会社というところ、たしかほぼ半々、51対49だったと思いますけれども、これで設立されているところは、前回この部会でもお話のありました地域経営型官民連携とか、あとは今年度の国土形成計画にもシュタットベルケという話が出てきていましたけれども、この辺の話とも絡んでくるところで、つまり、民間が、この紫なのか、SPCみたいものをつくるのか、分かりませんが、そういった動きをしていくところが我々のような経済の観点からいくとPPP/PFIの面白いところかなと思いますので、そこが一部事務組合に、「等」と書いてあるのももちろん結構なのですが、限られているように見えてしまう。そこに広がりがあるように感じられるような表現のほうがよいかなと思いました。

つまり、広域・複数連携して終わりというよりも、あくまで民間資金等活用事業というところですので、その先で経済を回していくというところまで見据えてほしいなというところがあります。

もう一点は、もしかすると宮城県の方にお伺いしたら解決してしまうかも知れませんが、事業統合型になるのですかね、複数のセクターに絡んでくるときに、包括連携とコンセッションとかとそれぞれ手法で違ってくのかも分かりませんが、水道とか下水道のように企業会計が絡んでくると、官庁会計と違っていいのかわかりませんが、公園とか道路というようなものが一緒になる場合に、調整が複雑なような話を聞いたようなことがあります。

具体的には、新潟県の三条市さんでも包括連携で道路とか公園とか水路、除雪なんかもたしか一緒に入っていたかと思うのですが、会計が不一致するというので、最終的には除外されたような事例も出てきていると伺っていますので、この辺り、着眼点ではないのですが、より細かい論点として検討されたほうが、場合によっては国のほうで何か調整が必要なのかなという気はしました。もしあれであれば、宮城県さんに聞けば分かる話かも知れません。

以上2点です。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

一旦これで、事務局、場合によっては宮城県さんからお答えいただいたほうが良い部分もあるかもしれません。よろしくお願いします。

○茨木企画官 貴重な御意見をありがとうございます。

事業範囲を広げる、どこまでが限界なのかというお話もありました。部会長がおっしゃったように、連携する側の民間がどこまでリスクを許容できるか、そういう体制が構築で

きるかというところが律速条件にもなり得るのかなという視点もあるかと思いますが、事例を研究していく中でその点も留意しながら進めていければと思います。

「発注」という言葉遣いは確かにおっしゃるとおりで、官民連携ですので言葉遣いについては留意をしていきたいと思います。

あと、今回我々がPFI室として取り組んでいる視点というのは、連携をした後というか、東ねたり、広域連携した後、出口戦略としてPPP/PFIがあることが非常に有効である、そういった着眼点がありますので、おっしゃったように連携をするところがポイントだと、そこが肝だというところを見つけ出せたらいいなと思っていますので、そこは留意していきたいと思います。

会計の不一致という着眼点はなかったのですが、ごもっともな点があると思います。そこも調査の過程で十分留意をしていきたいと思います。

宮城県さんの場合は全て企業会計だと思うので、もしかしたらそういった着眼点はなかったかもしれないですけども、宮城県さん、いかがでしょうか。

○宮城県 我々で何か困ったことがあるかということ、実はあまりないのですが、企業会計をやっていく上で、コンセッションを始めると、事業者に任せる部分の予算がそっくり抜けるわけです。そうすると、前年度から比べると県の予算としてはかなり小さい規模になるということで、前年度との比較ができないということで、議会への説明はかなり苦労したところがあります。

それと、コンセッション特有の事例なのですが、県側だけの収支を見ますと、実はコンセッションが始まった当時は赤字会計になってしまいます。というのは、収受する料金が半分になったわけですが、もともと見込んでいた減価償却費がそのまま残るということもあって、減価償却費の部分で、見かけ上、赤字になってしまうということがあって、議会からもコンセッションは効果が本当にあるのかという取られ方をしております。そういったことの説明にかなり苦労したところでございます。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

今回は論点ということですので、そういったいろいろな事例を集めながら、どういうふうに処理をしていけば、あるいはどういうふうな示し方をすれば誤解なく、あるいは必要な会計処理になっていくのかということは考える必要があるのかなと思っています。ありがとうございます。

ほかにフロアのほうからございますか。

では、藏重委員、お願いします。

○藏重専門委員 藏重でございます。

私のほうから少し意見というか、調査研究に関しての着眼点のところでも少し意見を述べさせていただきたいと思います。

宮城県さんとか秋田県さんは広域連携の取組がスタートしていて、まさに人口減少に向けての危機感の中からそういう事業が具体的に出ているのだなと理解をしました。

実は私、地元山口、広島、北九州というエリアで今いろいろな取組をやっている中で、ここ直近一、二か月、インフラ分野に関していろいろな自治体さんとディスカッションをしております。何が課題かというところを深掘りしてみようと思って、ヒアリングをかけているのですけれども、こういう群マネもそうですけれども、広域連携の取組に関して関心はあるのだけれども、何が足りないかというところ、実際に検討する人がなかなかその現場にいない。実際に担当している目の前の業務で、言い方は悪いですが、手いっぱいになっているので、その先の状況まで手に負えないということをおっしゃっています。

そういった意味では、今後、内閣府さんのほうで調査研究を行って、それを手引として公開されるという中ではぜひやっていただきたいなと思うのですけれども、まさに動機づけですね。なぜ宮城県さんとか秋田県さんがこういう広域連携が進んでいるのかとか、分野横断型もまさにそうだと思いますけれども、こういう取組になぜ至ったのかというところをぜひ深掘りをしていただきたいなと思います。

私個人的に思うのは、自治体さん、行政の職員さんの危機感ではないかと思っているのですけれども、それがどういうふうに検討のフローに乗っていつているかというところをぜひもっと深掘りをしていただきたいなと思います。

あと、実際に具体的な事業になっていくと、ある程度まとまった事業になると思うので、スケールが出てくる。そうなってくると、例えば地元から考えると、地元の企業の出番がなくなるのではないかというような意見も出てこようかと思います。

そういった意味では、秋田県さんとか宮城県さんの事例がございますので、こういったところに地元企業がどういうふうに参加しているのかという観点もぜひ盛り込んでいただきたいなと思います。

以上です。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

では、難波委員、お願いします。

難波委員にお話しいただいた後、オンラインの先生方にお話を振りたいと思います。まずは難波委員、お願いします。

○難波委員 難波です。

幾つかお話をさせていただきたいのですけれども、まず類型化のイメージ、7ページ、8ページのところで出しているものが、絵の描き方なのかもしれないのですけれども、事業にフォーカスし過ぎているようなイメージの図に見えてしまうかなという感じがしていて、実際には、先ほど御説明いただいた秋田県さんの三セクの場合だと、むしろ事業そのものというよりは発注者支援というところに主眼が置かれているような気がするのです。事業をやるものとそうではないものというのは、もしかしたら少し形が違うのかなと。何となくここに書かれている絵がすごく事業に見えてしまうところを感じました。

そこにも関連するのですけれども、ここに書かれているものがすごく事業に見えてしま

うために、時間軸がない感じがしてしまっていて、一括で発注して全部をその会社がやるのだという図に見えてしまっていて、私が藏重委員の前で話す話でもないかもしれないですが、LABVみたいな、初期のリーディングプロジェクトがあって、そこを地域の企業さんたちと一緒にまちをつくっていかうみたいなところの事業にだんだん事業が積み重なっていくようなケースとか、分からないですけども、先ほど富津市さんから御説明をいただいたような場合に、自治体が後から参加してくる、発注者が増えていくとか、事業が後から乗っかってくるというようなケースがこの絵からは想像できないなという感じがして、単体の事業ではなくて、プログラムと一緒にやっっていこうとか、さっきも地域経営というお話が出てきましたけれども、地域と一緒に経営していかうみたいなところの視点が見えるようなイメージがどこかもう一個欲しいような気がします。

先ほどもお話がありましたが、ここでポイントとしてというか、調査の中でも伺っていただけだと思うのが、地元の企業さんに対してどういうアプローチをして、参加できる体制とか、これまでの事業組合さん等とどんなふうにしたのか、それがどういう結果になったのかというところは、今は県のレベルでやっっていっしょるかもしれないですけども、今後、これが市町村のレベルに落ちていったときには重要になってくると思うので、併せてローカルPFIと言っている中で、そういうところが重要かなと思いました。

もう一つ、調査の中で、データの共通化みたいなことをどういうふうにやられたかというのが恐らく必要になってくるかなと思います。よく施設の包括管理という話を広域でやろうとすると、各自治体が持たれている維持管理の情報のデータが全然統合できていなくて、それをやるところから始めると結構な年数がかかってしまっていて、国交省さんのプラットフォームにもなかなか乗せられないという話が聞かれるので、そういうところも少し整理していただけるといいなと。

できれば、こういったものがつくられていくことで、官と民が一緒になって産業も育成していくとか、あるいはPPP/PFIの特有の難しいところはこういう組織がやってあげて、建設とか設計といったところは地元企業に落とせるみたいな仕組みが出来上がっていくと、よりPPP/PFIが地方に広がっていくかなと思います。

長くなりましたが、以上です。

○北詰部会長 藏重委員と難波委員の御指摘で、一旦、事務局に振ります。

私からちょっと加えさせていただくと、データの共通化及び使っているシステムの共通化をよろしくお願いします。

○茨木企画官 貴重な視点と論点をありがとうございます。

動機づけ、初動のところが非常に重要だと、我々も思っておりますので、深掘りできればと思います。

また、地元企業の関わりは、広域型とか連携型に限定されずに、PFI、PPP共通の課題でもあると認識しております。そういった点も、広域化すれば事業は大きくなるので、なおさらその影響も大きくなるという観点もありますので、そこは踏まえた上で論点として進

めていきたいと思ひます。

あと、類型化の部分が事業にフォーカスし過ぎというのはおっしゃるとおりかと思ひます。先行事例をばっと見て、見えているところだけをつまんでつくってしまったということで、これはフィックスではございませんので、時間軸ですね、プログラムとおっしゃっていただきましたけれども、事業が育っていくという過程もあるかと思ひますので、そういったところも拾っていただければなと思ひます。

あと、データ、システムの共通化。まさに分野連携、広域化の肝になるところだと思ひますので、それが官民連携だからこそ進む部分があると我々は思っていますので、そこは調べていきたいと思ひます。

以上でございます。ありがとうございます。

○北詰部会長 地元企業の話もぜひ観点のメインに入れていただければと思ひます。

では、山口委員。

○山口委員 御説明ありがとうございます。

私から、調査研究の着眼点で少し意見を述べさせていただきたいと思ひます。7ページ、8ページを見た場合に、分野横断型・複数施設型の場合ですと、単一の自治体で完結するケースもかなり多いと思ひますよね。広域型、ここで言う広域型というのは基本的には複数の自治体横断型を念頭に置いている。やはり複数の自治体同士で広域化等を進める場合に、調整がかなり難航するということところが大きな問題になると思ひますよね。

そうした場合に、例えば15ページを見た場合に、(1)で、先行事例において動機づけや初動があったのかということ、初動はあるだろうし、動機づけはやはり財政の問題が多いということで、これだけだとかなり抽象的な話になってしまうので、構成自治体それぞれについてちゃんと経営シミュレーションをやって、例えば単独で維持する場合にはどれくらいの財政負担がかかって、一方で、広域化したり複合化することによって、それがどれだけ軽減されるのかということのシミュレーションをどこまでやったのかということが結構重要なのではないかなと思ひます。

それから、(3)の連携の手法ということですが、先ほど秋田県さんが資料1-3-1で下水道事業について御説明いただいたのですが、下水道の広域化といっても今かなりいろいろなメニューがありまして、どこから手をつけていくのかというところがあります。

そうすると、連携の手法と言った場合には、現時点ではこの手法をやっているのだけれども、将来的には段階的にこういったこともやっていきたいと思いますというところで、まずは取りかかりやすいところからやっていくというところで、そこで実際にまず取り組んで、成果を出して、さらに情報共有を図りながら次のステップに進むかどうかを検討する。例えば、下水道ですと、下水処理場の統廃合をするといった場合には、不明水の問題があるので、管路の包括的民間委託をそれぞれやって、管路をきちっと改築等をして不明水を出ないようにした上でないと、下水処理場を統合するというのは難しいという技術的な問

題もあろうかと思しますので、そういった連携の手法で、現時点でどういうシナリオを描いていて、現時点でどこに位置しているのか、そういったことが分かるようにしていただかないと、これだけだと、今やっているものについてこういった特徴があるのですかというところで終わってしまうので、もう少し時間軸を長く捉えて、連携の中にはかなり長期スパンで考えているものもあると思うのですね。そうした場合、そういった全体を考えているものがあるのであれば、それもきちっと拾っていただいて、現時点はどこにいるのかというところを整理していただくとよろしいのではないかなと思います。

私からは以上です。

○北詰部会長 引き続き、村松委員、よろしく申し上げます。

○村松専門委員 御説明ありがとうございました。

PwC Japan有限責任監査法人の村松と申します。

本日は、かなり具体的な話を微に入り細に入り御説明いただきまして、具体的なイメージを非常に持つことができました。ありがとうございます。

感想と調査研究の着眼点というところに御意見を申し上げたいと思います。

まず1つは、いずれの事案につきましても非常に長期にわたるお取組がなされていたのだということを今日の御説明の中で実感したところでございます。こちらにおいては、今までもこちらの部会で何度もお話が上がったところではありますが、自治体の中で人の異動が定期的に行われる中で、このような長期のお取組をドライブしていくというのは大変な御苦労があったのではないかなと思います。恐らく、ある程度専任の担当室みたいなものを置かれて進められたのではないかと考えますし、また、広域の連携ということであれば、自治体間の連携は何らかの室を置かないと進めていきにくいのではないかとということで、その辺り、こちらの調査研究の着眼点の中にも、庁内調整、担当課横断での連携というのがございますけれども、室を置いたり、他自治体との協働に当たっての工夫とか、そういったものが拾い上げられると、他の自治体におかれるスタートの御支援になるのかなと思いました。

もう一つは、宮城県さんは水道法の改正に向けた働きかけをされたということで、かなりダイナミックなお取組をされたのだなということをお伺いいたしました。これは相当力のある自治体または力のある方が進めていかれたのではないかなと思うのですけれども、こういったお取組を進めていく中で、既存の補助や支援体制ももちろん重要だと思うのですが、こういうものが障害になって変えていきたいのだといったものを積極的にすくい上げて、全てを聞くというのはなかなか難しいと思うものの、そういったところへの働きかけのサポートも必要かなと思いました。

以前ですと、ワンストップサービスといったような形で御支援がありますということをお伺いしておりますけれども、特に規制に関わる場所であったり、省庁横断型でお取組をされていく中で、どうしても解消していかなければならないようなこと、この辺りの御支援を国からお示しいただくと、こういった道が開けるのだなといったところで自治体の

後押しになるのではないかなと考えました。

以上です。どうもありがとうございます。

○北詰部会長 では、お二人の先生方の御意見に関して、事務局から、場合によっては秋田県さんからの御回答があってもいいかなと思います。よろしくお願いします。

○茨木企画官 貴重な御提言をありがとうございます。

動機づけの初動部分で経営シミュレーションといった定量的な分析なり、危機感をしっかり共有する部分をどこまでやって進めたのかというのは非常に重要な点だと思います。宮城県さんは経営シミュレーションを50年間分やって、もう料金を上げざるを得ないからやるのだ、そういった強い定量的な動機づけがあったということもお聞きしましたので、そういったところがどこまでやられて各事業が進んでいるのかということは確認をしたいと思います。

時間軸を意識するというところで、論点の類型化や着眼点の整理のところは、現時点だけを捉えているところがありましたので、そこは全体像がどうで現時点がどこなのだというところは確認をしながら進めていく。場合によっては、類型化が直列でつながっていったりすることもあると思いますので、そういったところは意識をして進めたいと思います。

あと、庁内調整とか連携をする上で継続性という観点が重要で、専門担当課を置いたりするといったところも重要だと思いますので、どういう体制で進めたのかについても確認をしていきたいと思います。

自治体への支援策というところで、まさに内閣府は省庁横断で横串でワンストップで支援を差し上げるというところが役割でもありますので、そういった支援策も今持っておりますけれども、どうやって支援していけるかというところを拡充の観点で考えていければと思います。ありがとうございます。

○北詰部会長 どうもありがとうございました。

オンラインで御参加の先生方、お待たせしました。今のところ、宇野委員、本田委員、丹生谷委員にお手を挙げていただいていると理解しております。この3人の先生方の御意見をいただいて、また質疑応答に進めたいと思います。

まず、宇野委員からお願いします。よろしく願いいたします。

○宇野専門委員 北海道大学の宇野です。

音声途切れ途切れになっているところがありましたもので、重複しているかもしれませんが、何点かコメントしたいと思います。

先行事例の調査研究の着眼点ということで、14枚目のスライドになりますけれども、まず(2)の庁内調整というところに関しまして、複合的なものを行うときには担当課を横断すると思いますので、ぜひこの点をお伺いいただけるとありがたいなと思った次第です。

若干付け加えたい点がございまして意見を申し上げたいと思います。(5)につきましても、シナジーを生みやすい事業分野がどのようなものかということが着眼点になってい



るかと思えますけれども、それに加えて、先ほど少し出ていたように思いますが、できれば事業範囲がどのようになっているのかという点を付け加えていただければなと思えます。

これは、図にも関係しています。例えば宮城県さんの事例を使っていると思われる2番目の分野横断型・複数施設型というものでは、先ほど説明もありましたとおり、上工下水道全部の事業を事業範囲にしていらないと思うのですよね。ただ、この図だと全部を事業範囲にしているようにも見えてしまうので、できれば円を上下水道の外に出ている部分もあるように書いていただくといいのかなと思えます。先ほどの(5)に戻りますと、事業の複合化の取組は、民間委託になじまないようなところを外したりしながら複数事業を組み合わせるというように、もう少し複雑な取組ではないかと思えます。そのため、事業の組合せというところに事業範囲も入れていただければと思えます。

それに関係して、その際に、複数事業を立てたとき、特に利用料金制を取るような場合には、それぞれの事業ごとでセグメントすると思うのですけれども、そのセグメントの仕方、また、それぞれのセグメントごとで黒字になってなければいけないのかという点が問題です。つまり、内部補助を想定している場合と想定していない場合があると思えますので、可能であれば、部門間のお金のやり取り、内部補助についての考え方をに入れていただければと思えます。

さらに、広域型ではなくて複数のほうですけれども、(5)のところで「シナジー効果を生みだしやすい」と書いてあるのですが、そもそも事業を複合化することで、どんな内容のシナジー効果を求めているのか、あるいは期待しているのかというような内容面も聞きたいと思えます。

また、複合化をしていく際には、恐らく関係する民間企業間での関係が複雑になったり、あるいは、これまであまり組んでいないような企業と組むことも想定されると思うのですね。さらに、SPCの下に子会社を置くというようにSPCをめぐる構造が複雑になることもあり得ると思えます。そこで、先ほど宮城県さんの事例の中にもありましたが、どんなモニタリングをすればよいのかについてもお聞きしたいと思えます。分野横断型で複雑な事業の仕組みになっているがゆえに必要なモニタリングの考え方があると思えますので、その辺りも聞いていただけるとありがたいと思えます。

最後に、次のページの広域のほうですけれども、これについても受け皿組織ということで(4)に特出ししてあるかと思うのですが、どうしてそれをつくったのか、どのようなメリットが得られるのかということに加えて、そもそも受け皿組織の構成といいますか、どんな形なのかという点をお伺いしたいです。三セクの場合もあれば、一部事務組合の場合もあろうかと思えますし、あるいは委託をする側も構成メンバーになっている場合もあれば、そうでない場合もあったりすると思えます。この受け皿組織の内容を聞いていただきたいと思えます。

以上です。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

続きまして、本田委員、よろしく願いいたします。

○本田専門委員 本田でございます。

宮城県と秋田県の事例発表、ありがとうございます。大変参考になりました。

下水道の関係の事業ということで、実は能登半島地震で富山市も液状化現象がかなり進行いたしまして、下水道事業ということで申し上げますと、耐震化した管路については何とか持ちこたえているということで、そこで宮城県さんや秋田県さんにもお伺いしたいのですが、例えばコンセッションであるとか官民連携によって管路の耐震化のスピードアップをどのように図られているかということです。いわゆる災害を前提にした、BCPの観点からの災害復旧という視点での対応、そういった点をお伺いしたいということ。

それを踏まえて、資料1-1の12ページで、公共施設等の広域化とPPP/PFIの関係でございしますが、全般的にハード整備前提でどうしてもまとめられていく、これはやむを得ないのですけれども、例えばスポーツ施設を例にとりますと、予約システムの導入などソフト面での広域連携も非常に重要になってきますので、ここで申し上げたいのはサービスの受益者である市民の視点にもう少し踏み込んだ記述も必要ではないかということが第1点でございます。

それと、先ほど申し上げました災害復旧の視点、あるいはレジリエンスやBCPの視点、そういうものが着眼点の中に盛り込まれればいいなと考えております。

最後に、資料1-1の14ページ、15ページの先行事例の調査研究の着眼点でございます。課題や効果についてはどうしても官の視点に立った記述になるのはやむを得ないと思えますけれども、重要なのは民間の企業側から見た分野横断型あるいは複数施設型などの課題とか参画のメリット、あるいは効果を研究の着眼点に加えることがどうしても必要になってくるのではないかなと思っております。ですので、今後、調査研究に際してはこういった民間事業者の視点も踏まえたリサーチをしていただければ大変いいなと思っております。

以上であります。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

引き続き、丹生谷委員、よろしく願いいたします。

○丹生谷専門委員 渥美坂井法律事務所の弁護士の丹生谷です。よろしくお願ひします。

着眼点のところでは、14ページの庁内調整のところですが、私は弁護士なので、例えば発注者さん側であれば、スキームを決定したり、契約書を作ったりという公募の支援のところから始まりまして、あとは民間事業者さんのほうで整備段階とか運営段階ですとお付き合いをしていくというような仕事をしておりますけれども、それからしますと、複数の自治体さんが絡んでいるのは、事業としては効率的な反面、運用としては、皆さんよく御経験かと思えますけれども、大変時間がかかるとか、スキーム決定をしていく間でもいろいろな問題が出てくるわけですが、その中で決断が二転三転をして、こうでもないああでもないとかかなり揺れるというのが、今までの経験からかなりそれが多いです。

ですので、そういったことがないようにしていかないと、複数自治体と言った途端に、それが大変ですよねという感じで思い浮かぶところがありますので、そこをうまくやっていっていただく必要があるかなと思います。例えば、リーダーシップを取っていただく自治体さんを決めるという形でやっていっていただく。また、どのような形でやったらよかったということを自治体さんがお互いにノウハウを教え合っただけということをしていただく必要があるかなと思います。

公募のところでも、準備に時間がかかりますと全部後ろに押し寄せになりまして、あまりいいことがないというような感じを受けています。

それから、取りまとめの担当者、窓口もしっかりしていただきたいというのは、これは特に事業者のほうから見ますと、整備だけではなくて、その後もずっとということになりまして、そうでなくても自治体さんは担当者が替わることなので、その中で複数自治体さんがいらっしゃってということだと、長期にわたっていい関係をつなげて、また責任を持って進めていただくというところについて不安があるところもありますので、そういった長期間の運営に耐えられる体制を構築していただくことは大事だろうなと思います。

あとは国のほうになるかもしれないのですが、こういったいろいろなスキームがある中で、なぜこのプロジェクトでこのスキームを取ったのか、それについての効果はどうだったのか、何がよかったのか、悪かったのかというような評価・検証を継続的にしていただいて、情報としても出していただくとありがたいなと思います。

それから、15ページ目のところになるのですが、受け皿会社です。官民出資会社というのが8ページとか15ページに出てきます。これは、私個人的には柔軟なところが非常にあって、いいところがたくさんあると思っていますのですが、片や、法律家的な目線からしますと、一つには特定の企業さんと組んでいろいろやっていくことになるので、どうしても公平性とか透明性をきちんと確保してかなければいけないという課題、それから第三セクターのときの経験を踏まえて、リスク分担を明確にきちっとして行って、それを効果を出していかなければいけない、その2点はきちり押さえていかなければいけないところだと思うのですね。

なので、始めるに当たって、なぜこの形態を取ったのかということを確認していただくとともに、ガバナンスの体制をしっかり確立すること。それから、実際に動き出した後のモニタリングにぜひ第三者を入れてのモニタリングの体制を組んでいただいて、継続的にモニタリングしていただいて、体制としてこういった官民出資会社というものはいいところも非常にたくさんあると思っていますので、よかった点も含めて、どういうことがよかったかとか、あと課題、今後改善すべきはどのような点なのかというようなことを、ぜひ継続的に国のほうも目配りをして、チェックをして発信していただくとありがたいなと思います。

以上です。ありがとうございます。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

まずこの3人の先生方の御意見を踏まえて事務局、それから、特に本田委員からは宮城県、秋田県さんへの質問があったかと思imasので、そういう展開にしていきたいと思imas。

まず、事務局からお願いします。

○茨木企画官 貴重な御意見をありがとうございます。

事業範囲をどういった観点で決めていくのかというところは、検討が必要な部分かなと思imas。

部門間のお金のやり取りで内部補助という話がありましたけれども、シュタットベルケを考えると通じる考えかと思imasので、これも押さえていきたいと思imas。

シナジー効果としてどのような、シナジーの源泉というか、狙っているところはどいつたところがあるのかという点ですね。

あと、企業の組合せが複雑化する。もしくは、今まで出てこなかったようなプレーヤーが参画して下さる可能性もあるかと思imasし、新しい重要分野に踏み出していただけるようなチャンスにもなるかなと思imasので、そういった点も観点として考えていきたいと思imas。

受け皿組織という話で、そもそもの構成も調査範囲にしたいと思imas。

あとは、視点ということで、今、行政視点が強く出ているところがあります。狙っているところは、どいつたベネフィットがあるか、バリューを出せるかというところですので、サービスの受益者の観点も忘れずにいきたいと思imas。

民間企業側の参画のメリットというところも重要な観点でございますので、今後、検討をしていきたいと思imas。

あとは、おっしゃられたとおり、いいところだけではなくて課題もあるかなと思imas。時間がかかる、連携が複雑になるというのもおっしゃるとおりだと思imas。これも、もしかしたら時間軸の問題かもしれません。できるところから小さく始めて、それを育てていくという観点もあろうかと思imas。

受け皿組織のところ、始まったばかりのところもあろうかと思imasので、これはしっかりチェックをしていくという観点もありますし、過去の第三セクターの教訓も踏まえて、どいつたガバナンスが必要なのか、モニタリングが必要なのか等についても観点としていきたいと思imas。

全部答え切れているかはあれですけれども、事務局からは以上でございます。

○北詰部会長 あと、管路の耐震化を事例に取った災害対策に対する議論と、ソフト面の広域化や、市民あるいは県民の受益に踏み込んだ形ということで、秋田県さんと宮城県さん、質問があったかと思imas。短時間で結構なのですが、一言ずつお答えいただければと思imas。

まず、秋田県さん、よろしくお願いします。

○秋田県 秋田県です。

管路の耐震化につきましては、秋田県の流域下水道の場合は90%ほどの耐震化が進んでおります。残り10%という状況です。

逆に、市町村の管理については、重要な管について40%程度の耐震化ということで、市町村が非常に遅れている状況は認識しております。

ただ、市町村においても、施設の更新費用といったもので管を耐震化していくところはなかなかスピードアップできていないというところが現状と認識しております。

そういった部分については、しっかり国のほうから支援をいただきながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○北詰部会長 ありがとうございます。

引き続き、宮城県さん、お願いします。

○宮城県 宮城県におきましては、この事業を進める上で一番重要なのは事業費を削減させることが一番の目的でございましたので、そうした場合にどういった範囲に運営権を設定するかというのをマーケットサウンディングしながら決めました。

そうした中で、不確定要素の大きい管路は民間事業者任せると経費削減にならないという意見がほとんどでしたので、そこの部分についてはコンセッションから外しているということでございます。リスクを民間に与えれば与えるほどコストが下がらないということが分かったということでございます。

そういった不確定要素につきましては、県側でリスクを負う。そして、災害復旧制度といったものを使いながら県側で責任を持って直していくという制度設計にしております。

○北詰部会長 ありがとうございます。

そういう御説明がありましたよね。ありがとうございます。

では、オンライン御参加の渡辺委員からもお手が挙がっているということでしたので、渡辺委員から少しお話をいただいて、ちょっと時間を超過していますので、そのやり取りで一旦区切らせていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○渡辺専門委員 ありがとうございます。

NTTデータ先端技術の渡辺と申します。よろしくお願いたします。

先行事例の調査研究の着眼点という点では、資料に記載のある内容と委員の皆様が発言された内容ではほぼカバーされたと思っているのですが、1点加えさせていただければと思うのが、広域事業で事業化検討や事業を実施したケースで、住民の反対があった場合、どのようにして理解を得て解決したのかについても加えていただいてもよいかと感じております。

複数の自治体や組織が絡む場合、スピード感を持って事業化を推進していくために、どのような体制でどのような方法で課題を解決していったのかも着眼点として確認していた

だけると、住民目線の着眼点と先ほども委員の先生から御意見があったと思います。こういったところも入れ込んでいただいてもよろしいのかなと思いました。

もう一点発言させていただきますと、分析された着眼点について今後どのように活用される予定かを教えていただけるとありがたいです。活用される際には、今後取組を検討されている自治体の方にとって非常に重要な情報となると考えますので、目にとまりやすい、触れやすい情報の共有化の仕組みについても併せて検討をお願いできればと思います。

発言は以上です。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

私から一言だけ。この資料は、上下水道と廃棄物処理の事例ぐらいから立ち上げてつくられたことによって、今まで御意見があったようなエンドユーザーの視点やSPC及び関連の協力会社の複雑化ややり取りの点について少し甘かったかなという感じがしますので、今、たくさんの委員の先生方からお話しいただきましたので、その辺を強化した形で改修をしていただければと思います。

もう一つは、例えばごみ処理なんかは組合みたいなものが最初からあって、割と広域だったら広域の仕組みが前段階であるわけですね。それとは違って、全く連携の仕組みみたいなもの前準備がないようなところからどうやっていくか。初動というお話もあったと思います。分野によっては、当初参考にしたフレームと大きく違うような部分について抜けがないかという辺りを少し処理していただければと思います。

渡辺委員からの御指摘についてお答えいただいて、一旦このフレームを終わりにさせていただければと思います。よろしくお願いします。

○茨木企画官 ありがとうございます。

住民の反対や御意見があったのか、なかったのか、それに対して課題があった場合はどう対応したのかについても確認をしていきたいと思います。受益者の観点を大事にして進めていきたいと思います。ありがとうございます。

○北詰部会長 ありがとうございます。

では、ちょっと長くなりましたけれども、議事1については終了とさせていただきます。

○茨木企画官 すみません。ちょっと抜けておりました。

活用の仕方については、手引という形でまとめて使っていただけるようにしたいと思います。

○北詰部会長 渡辺委員、手引という形だそうでございます。

その他、御意見、御質問がある方は、事務局に事後、メール等で御連絡いただければと思います。横山委員、大変恐縮ですが、そのようをお願いいたします。

それでは、議事2に移りたいと思います。物価変動の影響への対応についてということで、事務局から御説明をお願いいたします。

○松川補佐 参事官補佐をしております松川と申します。

議事2としまして、PPP/PFIの事業における物価変動の影響への対応につきまして、事業

者等の要望と、それを踏まえた検討の方向性、今後のスケジュールについて説明申し上げます。

表紙をめくっていただいて、1ページ目を御覧ください。

PFI事業における物価変動の影響に関しましては、令和4年度から事業者等の意見や要望を伺いまして、今年度から委託調査を含め実態把握や分析を行っているところです。

これに関し、関係団体や事業者からの主な要望事項としましては、2つございまして、1つ目として、既に締結されている既存の契約について必要な契約変更を行うこと、また、これから締結する新規の契約について、物価変動を予定価格やサービス対価に適切に反映させることというものでございます。具体的には、図で説明したほうが分かりやすいものが多いですので、次のページを御覧ください。

2ページ目につきまして、こちらはあくまでイメージ図になりますが、前提としまして、下の2本の赤いバーで示しておりますとおり、PFI事業は、従来型の公共事業に比べて契約締結までの事業の準備期間が長くなる傾向にございます。

その上で、若干順番が前後しますが、上のほうの③について、そもそもPFIの事業契約において、物価変動に基づくサービス対価の改定条項を具体的に規定しておいてほしいという意見がございます。

次に、中央左の②予定価格について、PFI事業の予定価格は、早ければ、導入可能性調査時点の物価を基に作成されることがあるのですけれども、最新の市場価格を反映させるために、なるべく入札公告日に近い時点で見直してほしいという意見がございます。

次に、その右の⑤基準時点について、現在のPFI事業では、多くは事業契約の締結日以降の物価変動を対価改定の対象としておるのですけれども、事業契約日までの物価上昇分も対象となるよう、その日より前にある入札公告日等を初回の起算日としてほしい、要は起算日を前倒してほしいという意見がございます。

次に、右の表の④物価指数につきましては、対価改定に当たって物価変動の度合いを判断するための基準となる物価指数について、市場価格を的確に反映するものにしてほしいという意見があります。表の赤点線枠のとおり、現在内閣府で示している契約ガイドラインでは、策定当時の実際の契約条項の中を見ながら、ここで採用されていた物価指数を例示しているのですけれども、ここを見ていただくとおり、それぞれ令和2年度以降の推移にはかなり差があるという状況でございます。

次に、上のほうにちょっと書いてあるのですけれども、⑥リスク分担という点については、後ほどまた詳しく御説明しますが、物価変動のリスクは全て公共負担として、事業者負担をゼロとしてほしいという意見がございます。

最後に、今申し上げたような内容について、既に締結済みの既存契約においても反映させてほしい。例えば、基準となる物価指数を見直してほしいといった意見がございます。

次のページを御覧ください。

3ページについて、今申し上げたような要望を踏まえた検討の方向性につきましては、

昨年後半から行っている委託調査の状況と併せて説明申し上げます。

なお、現在のガイドライン等における物価変動に関する記載は、参考資料3としてまとめております。

まず、①の既存契約の変更につきましては、公契約の公平性の観点から限界があることは承知しておりますけれども、円滑な契約変更の協議に資するような助言内容がないかということを検討しております。

続いて、新規契約に移りまして、②の予定価格の見直しについては、現在のガイドライン等では特に予定価格の積算方法について触れていませんが、少なくとも関係省庁の通知と同様に、「市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させるべき」といった記載はできないかということを検討しております。

それから、サービス対価の改定につきましては、③以降でございますけれども、③のそもそも改定条項を規定しておくという点については、今行っている委託調査によれば、サービス対価のある事業のほとんどに整備費及び維持管理・運営費それぞれに関する改定条項が規定されているということが分かっています。

一方で、内閣府が過去に示しているPFI標準契約という文書には、サービス対価の改定条項が盛り込まれていますが、その後、この文書自体、修正を行っていない上に、実務上もあまり活用されていないということがございますので、標準契約の廃止を含めて、ほかのガイドライン等でどう記載すべきかと併せて検討していきたいと考えております。

続いて、④の物価指数については、委託調査によれば、様々な物価指数が用いられている一方で、協議によるなど、具体的に定められていない例もあることが分かっています。一方で、契約ガイドラインには、先ほどお示したように、必ずしも市場価格を十分に反映していないという意見もある物価指数も含めてざっと例示されているところでして、こういった業務についてどういった物価指数が適切かというところまで踏み込んでお示しできれば一番いいと考えておりますが、少なくとも現在の例示の仕方は削除または修正する方向で検討しております。

続いて、⑤の入札公告日等を改定の基準時点とする、契約日よりもっと前倒ししてほしいということについては、委託調査によれば、既に契約締結日より前の入札日とか提案日としている例も多い。また、入札公告日より前としている例もあることが分かっています。一方で、内閣府が示している契約に際しての基本的考え方という文書においては、契約締結日が適切と書き切っている記載がございますので、この見直しの必要性及びその内容を検討しております。

最後に、⑥の物価変動の事業者負担をゼロにするということについては、分かりやすいように次のページのイメージ図を御覧ください。

4ページ目でございますけれども、こちらは、施設整備費について物価変動に基づくいわゆる全体スライド条項を適用した場合として、この例では基準となる物価指数が2%増加したとして、若干見づらいののですけれども、上にはみ出している紫枠の残工事の費用増



加分2%のうち、水色の1.5%を事業者負担、残ったピンク色の0.5%を公共側負担とする、そういったこととなります。

要望の内容としては、こういった規定が置かれているのが通常だけれども、この事業者負担分を0%として、水色の部分をなくして、全てピンク色の公共側の負担としてほしいというものになります。

恐縮ですが、前のページに戻っていただきまして、⑥の点について、委託調査によれば、少なくとも、何%以上変動した場合に改定するかという基準値を0%としているという例は見当たりません。

また、通常の範囲内の物価変動は事業者のリスクとし、予測不能な物価変動は公共側管理者と事業者の双方でリスクを分担するという考え方については、PFI事業のリスク分担の基本的な考え方でございますし、従来型の公共事業でも同じでございますので、この考え方自体は維持する方向で検討したいと考えております。

こういった検討の方向性にに基づき、引き続き、特徴的な事例を中心にヒアリング調査を行い、ガイドライン等の改定案を検討したいと考えております。

最後に、5ページ目を御覧ください。対応のスケジュールとしまして、参考資料4におっつけしていますとおり、今年の1月19日に、当面の対応として、PPP/PFI事業の契約締結後における状況に応じた必要な契約変更などの適切な対応をお願いするという旨の通知を发出いたしました。今後は、引き続き、それも含め全ての論点について検討を進めて、今年6月頃をめどにガイドライン等の改正を行うことを目指しております。

ガイドライン等の文案自体については、計画部会の審議事項となっておりますけれども、本部会においても事業推進の観点から御意見を頂戴したいと存じます。

説明は以上でございます。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

この点につきまして、委員の先生方から御質問、御意見を挙手あるいは挙手ボタンでお願いしたいと思いますが、時間の関係上、2～3名の方に限らせていただきますので、この場で皆さんで共有しておいたほうが良いような意見、質問がありましたら、どなたからでも結構でございますが、いかがでしょうか。

では、先にオンラインの方から行きましょう。まず、横山委員、よろしく申し上げます。

○横山専門委員 滋賀大学の横山でございます。

どこで発言しようかなと思っているうちに言いそびれてしまいましたけれども、今回の議題について直接関係はないかもしれませんが、大きな意味で関係しますので、御要望として申し上げておきたいと思っております。

皆さん御承知のとおり、昨年、内閣府さんのほうから令和5年版のPPP/PFIアクションプランが発出されまして、その中で、今回の議題にありますウォーターPPPをはじめ、ローカルPFI、スモールコンセッション、LABV等、古くて新しいといえますか、改めてそうした様々な分野、多様な手法の推進が示されました。

とりわけローカルPFI、スモールコンセッションといった言葉は、言葉こそ新しいですが、長年、地方のPFIに従事してきました私にとりましては、ようやく我々の主張が認められたなということであれしく思っています。

そこに着目しまして、昨年の11月から、国土交通省さんにおかれまして「スモールコンセッションの推進方策に関する検討会」というものが設置されまして、僭越ながら私が座長を務めさせていただいております。今年度中に3回の会議を重ねまして、来年度以降、本格的にスモールコンセッションを推進していこうと。恐らくプラットフォームとか、手引とか、そうした支援策になってくると思いますが、やっていこうということで今議論を進めております。

先週たまたま2回目の会合がございまして、委員の中から御意見がありましたので、私が代表して、言ってみれば本体であるこのPFI推進委員会の部会のほうで御提言を申し上げたいと思います。

先ほど渡辺委員からもお話がありましたように、こうした様々な手法や分野が出てきている中で、特にスモールコンセッション、ローカルPFIは、これから地方におきましては恐らく多くの需要が出てくるだろうと私はらんでおります。

それに伴いまして、今ガイドラインのお話がございましたのでここで申し上げますけれども、今まで我々も参画をさせていただきながら、内閣府さんのほうから各種のガイドライン、優先的検討規程等、支援ツールが様々発出されておりますが、それらに対応して新しいリバイスが必要であろうということで、ぜひともこれをお願いしたいという御意見がありましたことをお伝えさせていただきたいと思います。もちろん私も先頭に立って汗をかかせていただく覚悟でございます。

以上でございます。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

引き続き、本田委員、お願いします。

○本田専門委員 資料2の3ページ、物価指数についてでございます。

内閣府さんでお示しいただいておりますので、富山市も複数のPPP/PFIの案件を持っておりますが、債務負担行為の補正の中でも、何とか財政当局あるいは議会に説明することができました。もし、改定条項の廃止とか物価指数の例示削除になりますと、説明するのが非常に困難になります。むしろ、もっと多様な指数をお示ししていただきたいというのが我々現場にいる人間としての強い要望でございます。

業界が出している部材ごとの指数を組み合わせながら最適なものを導いて説明に使っておりますので、ぜひその点は御配慮をお願いします。

以上でございます。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

恐縮ですけれども、横山委員の御発言は受け止めたという形にさせていただいて、本田委員のお話について、何か事務局からお話があればよろしく申し上げます。多様な指標を

出したほうがいいよということであれば、はい、そうしますということなのか、いや、もうちょっと整理したほうがいいよというお答えになるのかだけ。

○松川補佐 ありがとうございます。

改定条項とか、そこにおける物価指数はもっとしっかり示す方向にしてほしいという御意見かと存じまして、おっしゃるとおり、出せる限り、出したいと思っております。

今のガイドラインでも、物価指数の採用に当たっては実際の市場価格が的確に反映される指数を採用してほしいという旨は書いてあるのですが、今の書き方としては、その前に物価指数の例示が先に来ておりまして、かつ、それぞれの物価指数がどういうものでどういう業務だったら適切とか、PFI事業自体が建設、整備、維持管理、運営と様々な業務が含まれる中で、その中のどれにどれを使っていったらいいのかといった情報が全くないまま例示されているので、それが独り歩きしているという部分もございますので、なるべくそういうことを含めて整理したいと考えております。

以上です。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

山口委員の御発言で一旦終わりにさせていただきます。よろしくお祈いします。

○山口委員 1点確認だけさせていただきたいのですが、今回、事業者、主に民間の要望ということで、足元で非常に物価上昇が進んでいるということからこういう要望が出て、それに対して対応ということですが、本来であれば、物価が上がる場合も下がる場合も条件は同じにすべきだと思いますので、今後、物価が下がったら今度また元に戻してくれみたいな話はなしにしてほしいということで、基本的にガイドラインの見直しに関しては、物価上昇、物価下落にかかわらず、一貫して同じものを使うのだということを念頭に置いて整理をしていただいて、ガイドラインに反映させていただきたいなと思います。

以上です。

○北詰部会長 私からは、上げてもらったって自治体側が払えるのかという話と、それからこうやってどんどん広げていけば広がっていくほど、PFIならではの部分はいいのだけれども、だんだん普通の通常事業と整合性を取らなければいけない部分まで踏み込んでしまいそうな気配があって、その部分との整合をしないと、PFIだけを特別扱いして、既存事業のほうはあまり扱わないみたいなことが起こると、多分自治体さんが困ると思いますので、その辺の整合はぜひ取っていただきたいという形を御指摘させていただいて、山口委員からの御発言に対して何か御回答がありましたらよろしくお祈いします。

○松川補佐 全くおっしゃるとおりでございます。上げるときではなく下げるときも同じ対応にすべきということで、それがリスク分担の基本的考え方だと思います。物価高騰でなく物価変動と書いているのはそういうことでございます。御指摘の点に沿って考えていきたいと思っております。

北詰先生がおっしゃる通常事業との整合性についても、しっかりと押さえながら、PFI事

業の特性に基づき何か記載が変わるということはあると思うのですが、そうではなくて、はみ出したらおかしいことになってしまわないように留意したいと存じます。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

そうしたら、もしかしたらまだ御発言があらうかと思いますが、そろそろ時間が参りましたので、議事2についての質疑はここまでにさせていただきます。その他についての御意見や御質問がある場合は、事務局にメール等で御連絡をいただければと思います。

引き続きまして、今度は報告事項でございます。表彰制度の説明につきまして、事務局よりよろしく願いいたします。

○鈴木企画官 内閣府企画官の鈴木と申します。

それでは、資料3のPPP/PFI事業優良事例表彰制度の創設について御報告申し上げます。

今般、アクションプランに基づきまして、内閣府特命担当大臣による表彰制度を新設いたしました。

こちらは、先導的な優良事例等を表彰することでPPP/PFI推進の機運醸成を図ることを目的にしまして、自治体・民間事業者の創意工夫、あるいはPPP/PFI活用地域や対象、分野の拡大の効果を見込んでいます。

選考のプロセスにつきましては、本日から表彰の公募を開始していきまして、3月29日の正午を締め切りとしています。

応募があった案件に対しまして、内閣府PFI推進室で一次選考の上、非公開の外部有識者による選考委員会で審査・選考いただき、6月頃に大臣御臨席の下、表彰式を開催して表彰を実施する予定です。

表彰の部門としましては2つに分けています。人口規模によりPPP/PFI事業の規模、特色に違いがありますので、20万人以上の自治体と20万人未満ということで2つに分けています。今後、人口の少ない地方公共団体にも普及・展開をすることに鑑みまして、小規模な地方公共団体も表彰できるような制度としてございます。

続いて、表彰の種類は3つとなっておりまして、大臣賞が最優秀賞で、各部門1件です。優秀賞が各部門1件程度、特別賞も各部門1件程度としています。特別賞につきましては、その時々の方針目的に合致したものを選考することとしております。

第1回は、先ほど御議論いただきましたけれども、「分野横断型・複数施設型及び広域型の取組」をテーマといたしております。

表彰対象につきましては、PPP/PFI事業及びその契約主体としての地方公共団体等と民間事業者としていきまして、連名による応募の受付をしております。

応募対象としましては、公共施設等の供用開始後あるいは維持管理・運営開始後のものを対象としています。

審査・選考の視点としましては、資料のとおり、先導性、汎用性、継続性、有効性の4つで考えています。

今回は第1回目になりますので、これから様々な場面でこの制度の広報活動をしていまして、

多数の関係者の皆様に御応募いただき、功績の顕著なPPP/PFI事業を表彰してまいりたいと考えています。

以上、報告でございます。

○北詰部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に対して御意見、御質問がありましたら、1～2点ぐらいはお受けできるかと思いますが、よろしいでしょうか。

では、福島委員、よろしくお願ひしたい。

○福島専門委員 時間もないので、総括をしながら申し上げたいと思いますが、第10回、前々回の部会で結構議論されて、いろいろな意見が意外と出たので、そこは議事録を御覧いただければと思いますが、私を含めて一番出たのが、事業化された事例と、ここにも対象のものが書いてあるのですけれども、事業化というのは結構みそでして、早い段階で表彰してしまうと、15年たっている間に何かネガティブなことが起こったときに、この表彰自体が、レピュテーションリスクになるのではないかみたいな話も出ていたような気がしますので、その辺り、変な言い方ですけども、数年ぐらいは泳がせて、ある程度トラックがあったところで判断されたほうがよいのではないかという話も出たかと思ひます。

それを含めて、これからつくられるかも分かりませんが、細かい評価項目が重要になってくるかなというところなので、これ自体は第10回るときも、どの先生も否定的な意見は全くなくて、これはインセンティブとして非常によいことだと思ひますけれども、どうしてもこういうのをつくってしまうと、入る人、入らない人が出てくるので、その辺りは留意されたほうがよいのではないかということがあったかと思ひますので、よろしくお願ひします。

○北詰部会長 ありがとうございます。

逆に応募する側も、どの時間帯のときに出せばいいのいか、建設の最中で応募していいのとか、事業が全部終わらないと応募できないのとか、いろいろ懸念されると思ひます。どこかのタイミングで出していいという基準を明確にされたほうが応募しやすくなるのではないかと思ひます。

○鈴木企画官 詳しい資料は今日ホームページに掲載しております、応募の対象としましては、先ほども口頭で申し上げたのですが、基本的に建設が全部済んで運営に移ったものということで考えております。

御指摘ありましたが、評価の項目が4つありますけれども、継続性の部分、その実績の部分をしっかり見ないといけないかなと思ひますので、そこもしっかり留意して、先導性というのはスキームの新しさもありますし、それがしっかり汎用性、普及・展開できるかという視点もあるでしょうし、あと有効性です。説明はしなかったのですが、定量的な評価がしっかりなされているかどうかというところもしっかり提案していただき、評価をしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○北詰部会長 どういった点を評価したかというのがはっきりしてれば、それ以外の点で

何かリスクが発生したときには丁寧に説明するということになるのだらうと思います。

○福島専門委員 そんな意見も出ていたかと思います。

○北詰部会長 ありがとうございます。

そういたしましたら、本件につきましては御報告ということでしたので、これぐらいにさせていただきます。また同様に、御意見、御質問がありましたら事務局にメール等でお伝えいただければと思います。

それでは、ちょっと時間を超過いたしました。本日の議事、報告は以上とさせていただきます。活発な議論をいただきました委員の先生方、それから今日御参加いただきました自治体の皆様方、どうもありがとうございました。

では、取扱いを事務局にお返しいたします。

○大塚参事官 北詰部会長、適切に議事を運営いただき、ありがとうございました。

それから、今日御参加の委員、専門委員の皆様、本日は活発に御議論、御提言をいただきまして、誠にありがとうございました。

本日いただきました御意見も踏まえまして、調査研究、物価変動への対応の検討などを進めてまいりたいと考えております。

次回につきましては、3月下旬を予定しております。後日、日程調整をさせていただきますと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、今日御発言が足りなかった部分もあろうかと思いますが、そういった点につきましては、またメール等でお寄せいただければと思います。

それでは、本日は以上で閉会とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○北詰部会長 どうもありがとうございました。